

* 区内中小事業者の活用促進について

現在、台東区では、区内経済の活性化と育成等を図るため、官公需についての中
小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づき、区内中
小事業者の受注機会の拡大に努めています。

つきましては、本区発注案件を受注された事業者におかれましては、次の点にご
配慮くださいますよう、よろしくお願いいたします。

- 1 受注した本区発注工事等の一部を下請業者に発注する場合は、可能な限り台東
区内事業者を活用するように努めてください。
また、下請業者との間で予め書面により、その作業内容、人件費単価、期間
等を明確化するように努めてください。
- 2 工事に必要な建築資材等の購入についても、可能な限り台東区内の事業者から
購入するように努めてください。
- 3 その他の契約において、契約の履行に必要な物品等の購入についても、可能な
限り台東区内の事業者からの調達に努めてください。

担当 総務部経理課契約担当

TEL (5246) 1084